

■よくあるご質問

Q1 平準化とは？なぜ必要なのか？

A1 前々年と前年の介護保険料の年額に差が生じた場合、介護保険料の仮徴収額（4・6・8月）と本徴収額（10・12・2月）に差が生じることがあります。
こうした金額の差を是正するために平準化を行います。
（詳細は同封の「平準化について」をご覧ください）

Q2 収入に変わりがないのに、なぜ年額が変更になったのか？

A2 本年度の年額が変更になったわけではありません。
仮徴収額（4・6・8月）と本徴収額（10・12・2月）の差を小さくするために、6月と8月の保険料額を調整しました。

Q3 なぜ4月の徴収額は変更にならず、6月から変更になるのか？

A3 法律上、変更が認められている月が6月と8月になっているためです。

Q4 これから年金天引きではなくなるのか？

A4 今後も継続して年金から天引きさせていただきます

Q5 追加で保険料を納入しなければならないのか？

A5 6月と8月の年金天引き額が変更となりましたが、本通知書をもって追加で介護保険料をお支払いしていただく必要はありません。

Q6 今後の保険料はどうなるのか？10月以降の記載はないが8月までなのか？

A6 10月以降の保険料は本年度の7月に決定されます。
7月中旬に、本徴収額（10・12・2月）を記載した通知書を送付致します。

Q7 そもそも変更前の保険料額を通知された覚えがないが、どうなっているのか？

A7 変更前の保険料は、前年の7月中旬に発送しました介護保険料特別徴収通知書又は介護保険料納入通知書兼領収書（上記のA6で送付している通知）にてお知らせしています。

Q8 変更事由の「その他事由による特徴仮徴収変更」とはどのような意味か？

A8 介護保険料が「平準化」により変更されたことを意味します。
（詳細は同封の「平準化について」をご覧ください）